

ひみふるさと応援でんき

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2024年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

本 則

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のひみふるさと応援でんき（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、ひみふるさと応援でんきといたします。

2 適用範囲

低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）のひみ従量電灯（東京エリア）により電気の供給を受けるお客さまで、この料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申込みをしていただきます。

4 契約の成立

この料金表による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

5 料金適用開始の日

6（料金）は、原則として、4（契約の成立）の契約が成立した日以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

6 料 金

各月の料金は、ひみ従量電灯（東京エリア）によって算定された料金（以下「割引対象額」といいます。）から次のひみふるさと応援割引額を差し引いたものといたします。

ひみふるさと応援割引額（1契約につき）	100円00銭
---------------------	---------

ただし、割引対象額から低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。）およびひみふるさと応援割引を差し引いた料金が、次の最低月額料金を下回る場合は、その月の料金は、最低月額料金を再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

最低月額料金（1契約につき）	328円08銭
----------------	---------

なお、割引対象額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、割引対象額と同額としたします。

7 特産品

(1) 当社は、Webページ等により提示する頻度に従って特産品を配送します。

なお、配送頻度は、やむを得ず変更となる場合があります。

(2) 対象となるお客さまは、原則として、特産品配送を行なう月の前月分料金の支払義務が発生した方となります。

8 契約の廃止

(1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) この料金表による契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客さまが、料金表のひみ従量電灯（東京エリア）による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知

を受けた日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

9 その他

その他の事項については、要綱および料金表のひみ従量電灯（東京エリア）にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。